

近鉄小倉駅周辺地区まちづくり検討委員会の公開に関する 要項（案）

（趣旨）

第 1 条 この要項は、近鉄小倉駅周辺地区まちづくり検討委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第 2 条 委員会の会議は、公開する。ただし、委員会が調査及び検討を行う事項が宇治市情報公開条例(平成 17 年宇治市条例第 4 号)第 6 条に規定する非公開情報に該当するとき、又は委員長若しくは委員の発議により出席した委員の過半数で議決したときは、委員会の会議の全部又は一部を公開しないことができる。

2 委員会の会議の公開に関し必要な事項は、委員長が定める。

（開催会議の事前公表）

第 3 条 会議を開催するにあたり、当該会議の開催日までに、会議の概要を記載した書面を行政資料コーナーに備えるとともに、市のホームページ等に掲載するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められる場合や会議を非公開とする場合はこの限りではない。

（傍聴席の区分）

第 4 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴人の定員）

第 5 条 一般席の定員は 10 名程度とし、先着順とする。

(傍聴の手続き)

第 6 条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催予定時刻の 10 分前までに、会議場の傍聴人受付において、氏名・住所を傍聴受付簿に記入し、事務局の指示に従い入場しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他の危険なものを携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、または他人に迷惑をおよぼすと認められるものを携帯している者

(傍聴人の守るべき事項)

第 8 条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑または騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと。
- (5) 委員長の許可なく、会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等は電源を切るか、マナーモードに設定すること。
- (7) その他会議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(委員長の指示)

第 9 条 傍聴人は、全て委員長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第 10 条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第 11 条 傍聴人がこの要項に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議資料の提供)

第 12 条 委員会は、会議資料（宇治市情報公開条例（平成17年宇治市条例第4号）第6条各号の規定に該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている部分を除く）を会議の当日までに行政資料コーナーに備えるとともに、傍聴者に提供するものとする。

(会議録の公開)

第 13 条 委員会は、公開した会議の会議録を作成し、その写しを行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するものとする。

(会議録の記載事項)

第 14 条 会議録の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 会議の名称及び議題
- (2) 開催日時、場所
- (3) 出席及び欠席委員の氏名
- (4) 職務のため出席した職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名

- (6) 傍聴者の人数
- (7) 会議内容の要約
- (8) その他委員会等が必要と認める事項

(その他必要な事項)

第 1 5 条 この要項に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、令和元年 1 1 月 2 5 日から施行する。